

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日、その翌日)

目 次

◇告 示 公共測量の実施(管理課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(経営流通課)

告 示

鳥取県告示第四百八十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成八年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量(倉吉都市計画修正)

- 二 作業期間 平成八年六月四日から平成九年一月三十一日まで
- 三 作業地域 倉吉都市計画区域の一部

鳥取県告示第四百八十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年五月二十日 鳥取県指令受倉土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字長瀬字下村後

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡羽合町大字久留二六一一

羽合町農業協同組合

代表理事組合長 山崎 昭

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規

則第四号) 第九条第一項の規定により告示する。

平成八年七月九日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 篤 務

申請者	氏名又は名称	株式会社メーシー販売				
	住所	沖繩県宜野湾市大謝名71				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間	
	回胴式遊技機	規則第6条第2号	シーソーエンジエル	株式会社メーシー販売	640120	平成8年7月9日から3年間

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成8年7月23日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成8年7月9日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 上 田 篤 篤

○ 法第9条第3項の届出に係るもの

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社三幸
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合中山店
西伯郡中山町赤坂348-2
- 3 現在の休業日数
年15日
- 4 削減後の休業日数
年3日
- 5 休業日数の削減を行う年月日
平成8年11月2日